

令和 7 年 10 月 31 日

広島労働局

第 5 6 8 回 広島地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和 7 年 11 月 14 日（金）10 時 00 分から
- 2 会 場 広島市中区上八丁堀 6－30
広島合同庁舎 4 号館 2 階 11 号会議室
- 3 議 題 令和 7 年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 募集要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名及び電話番号を記入した書面（別紙「傍聴申込書（例）」参照）を広島労働局労働基準部賃金室へ直接提出されるか、郵送又は電子メールにて下記のあて先までお申し込みください。

なお、申込締切日時は令和 7 年 11 月 6 日（木）17 時 15 分とします。

郵便の場合：〒730－8538

広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館 5 階
広島労働局労働基準部賃金室 あて

電子メールの場合：hiroshingikai@mhlw.go.jp

- (2) 会場の収容人数に限りがございますので、傍聴希望者が多数の場合は、抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方については、後日通知状を郵送もしくは電子メールにより送付しますので、当日その通知状等を持参してください。
- (3) 開催当日は、審議会開始時刻の 10 分前までに会場にお越しください。
審議会の開始後の入室は、認められませんので、ご注意ください。
当日はご本人であることが分かるもの（免許証・健康保険証等）をご持参のうえ、お越しください。
- (4) 審議内容・議事の進行状況等により、一部非公開となることがありますので、ご了承ください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合は、別添の遵守事項を厳守してください。
- (2) 車椅子でお越しになられる方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。介助者を同伴する場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。
- (3) 異議の申出がなされない場合は、審議会が開催されない場合があります。

担当：広島労働局労働基準部賃金室 電話：082（221）9244

傍 聴 申 込 書 （例）

令和7年11月14（金）に開催される第568回広島地方最低賃金審議会の傍聴を
希望します。

[〒 ー]

住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

メールアドレス : _____

（※電子メールで申し込みを希望される方のみご記入ください。）

審議会傍聴に当たっての遵守事項

広島地方最低賃金審議会

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号に着席し、みだりに自席を離れないでください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は、ご遠慮ください。
- 5 審議会の内容について、SNS等（フェイスブック、ツイッター、ライン、ブログ及び掲示板等）への掲載は、ご遠慮ください。
- 6 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は、謹んでください。
- 7 審議における言論に対し、賛否を表明したり拍手をしたりすることはできません。
- 8 プラカード、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは、会場内には持ち込めません。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は、会場内で着用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴は、お断りいたします。
- 11 その他、会長及び広島地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者はその者を退場させることがあります。